

水銀条約について考える会（第2回）議事概要

日時：平成24年10月13日（土）14：00～16：10

場所：水俣市公民館

環境省、熊本県及び水俣市から、資料を用いて水銀条約の概要や現状の取組の説明がなされた。その後に行われた質疑の概要は以下のとおり。

（質疑応答）

質問者：水銀条約の締結の推進は賛成。ただし1992年6月のリオ宣言（特に10、13、16原則）が十分反映される必要がある。

国・チツソは、水俣病被害救済を終えておらず、エコパークの水銀ヘドロ処理や八幡残渣プールについても未解決であることから、国には水俣病の教訓を語る資格はなく、水俣病患者の救済が真に終結するまでは、条約に水俣を冠することは反対。

質問者：底質暫定除去基準が暫定のままである。大地震の際、護岸が崩壊し、水銀が漏れ出てくることを懸念。

環境省：条約は、越境汚染の防止等を規制するものであり、第10原則・情報へのアクセスについては条文がある。第13原則・補償は国際条約に盛りこむことは難しい。第16原則・汚染者負担原則は前文に入ってくると思われる。リオ原則を考慮しながら検討が進められている。

暫定基準については、底質の状況が科学的に十分に分かっていないため、「暫定(除去)基準」の名称となっているが、基本的には、この基準に従い、各都道府県において浚渫・封じ込め等の対策がとられ、今後も引き続き知見の集積につとめながら対応していくと聞いている。

水俣条約という名前を冠する資格はないという厳しい御意見を頂いたことについては、我々は被害の拡大を防止できなかった責任を痛感し、残されている問題にこれからも向きあい、今後とも地域の方々の御意見を十分踏まえながら、政府の責務としてこの地域の問題解決に努力をしていきたいと考えており、その一つの姿として、水俣病問題の深刻さを踏まえて、世界に水俣の反省を踏まえた水銀対策の重要性を是非認識してもらうため、この地で会議を開催し、水俣条約という名前を冠したいと考えている。

熊本県：熊本県としても被害拡大、差別や偏見を生んだ責任に対して向き合い、情報発信事業に取り組んでおり、その延長として、世界に向けて悲惨な事件を二度と起こしてはならないという気持ちをこの機会に皆様と一緒に訴えていきたいという趣旨で説明した。

水俣市：水俣は健康の大切さ、命の尊厳を訴えていかなければならない街であると思っており、これは、水俣が通らなくてはならない道であると受け止めている。市民の皆様御努力により水俣市は「環境首都」の称号を得ることができた。その取組を世界に訴えていく必要がある。また、この悲劇を二度と繰り返してはならないとい

う強い使命がある。

本日は水俣の現状を説明したが、その現状の上にとって、今後水銀条約の必要な部分については十分に意見を述べていきたい。

質問者：前回（昨年6月）の議事録、アンケート結果は、今回なぜ配布されないのか。

水銀条約を進めるのは賛成だが、「水俣」を冠するのは問題がある。市長は、水俣条約について、水俣市民、被害者の合意をどのように得るつもりか。水俣のまちづくりの議論の中では、水俣病問題を議論するなという雰囲気があることをどう思うか。

県の説明の中で特措法の期限問題が触れられていない。水俣湾の埋立地の暫定措置の問題について、県の委員会での検討内容について教えていただきたい。

水俣湾に75～150tの水銀が流れたと言われるが、実際はもっと多いのではないか。水俣市営住宅等でチッソの水銀を含んだカーバイトが使用されていると聞くが、実態調査はやらないのか。

環境省：前回の議事録・アンケート結果について、今回の会議の結果とあわせてどのような形で提供できるか検討したい。

水俣市：市民の合意については、市議会の一般質問で考え等を説明し、それぞれの地区懇談会の中でも話をしている。今後も浸透するように努力していく。

まちづくり研究会は、今後の水俣地域の振興について検討する場であり、水俣病の問題については、今後国・県と十分協議を重ねながら、引き続き取り組んでいきたい。

熊本県：県では、水俣湾環境対策基本方針に基づき、平成14年に埋立地の管理補修マニュアルを策定し、定期的に調査・点検を実施しているが、これまで埋立て土砂の外部への漏出はない。調査結果は毎年県議会に報告し公表している。平成20年度に学識経験者で構成された検討委員会を立ち上げ、老朽化、耐震についての検討を進めており、これまでに4回の会合を行い、それらの内容は随時公開している。

環境省：汚染サイトについては、土壌汚染対策法により対策が進められていくものであり、八幡プール、エコパークの件については、国としては、再生融和、地域振興を推進するという立場で、関係者の取組については環境保全上支障がないよう注視していきたい。

質問者：水銀条約は進めて良いが、水俣病問題が残っている中で、「水俣条約」とするのは反対。被害者を置き去りにしておきながら、「水俣条約」が水俣病の経験や教訓になるとは思えない。水俣の中には、まだ差別がある中、被害者の声を聞き、水俣病問題を解決してから水俣条約としてほしい。

質問者：被害者側からみる教訓と国や県が言う教訓はかなり中身が違ふと考えるので、水俣という名前を冠するのであれば、国、県、市から発する水俣病の教訓に、さらに深く被害者側の意見を取り入れてほしい。また、訴訟における国の対応を見ると、そういう対応をする人に、水俣病の教訓という言葉が発する資格はない。

質問者：環境省・熊本県の言う「水俣病事件を重く捉え、真摯に受け止め、教訓を発信

する」という模範解答のような言葉に非常に違和感を覚える。

水俣病の判断基準に問題があると主張しているが、数万人を超える人が被害者として正式に認められておらず、国、県の姿勢には疑念があり、水俣条約という名を冠することには異議がある。

環境省：水銀条約に「水俣」の名を冠することに反対という本日の御意見については、これを受け止め、今後も、様々な機会に御意見、御要望を頂いてまいりたい。

条約自体は政府間が結ぶものだが、交渉会議や外交会議には NGO の方も参加でき、水俣病の教訓を発信することが可能。千葉での会議では、水俣病被害者の方の話を聞くことができ大変よかったという各国代表の意見をいただいた。

熊本県：まだ水俣病問題は終わっていないという現状について、それぞれの立場でどう地域の再生や世界に向けて教訓として伝えていくのかということについて、意見を取り入れてほしいという御意見をいただいた。

今後、県が立ち上げる協議会の中で取組の進め方についてまとめていきたいと考えており、情報発信の内容についても、個別に協議させていただきたくと考えている。

質問者：水俣病の症状が現れていたにも関わらず、日本は分かっていたのに止めなかったことについて、自分たちができなかったことを他の国に説得力をもって説明できるのか。

質問者：水俣病公式確認から 56 年経った今、国、熊本県、行政と患者が一体となりきれない原因には、国の水俣病に対する取組の甘さがあったのではないか。

根強く残る水俣病の偏見差別を抜きにしては、水銀条約を考えることはできず、先ほどの熊本県の情報発信事業の説明は、考える会にふさわしい報告であったと思う。

特別措置法により、これまで、救われなかった人達が、決して完璧とは言えないが、同じ仲間になり、差別の矢を向ける人たちが少なくなったが、新たな区別を行政がしたこと、新たな偏見、差別が生まれている。水俣病患者として、被害者として、国、県と対立することを前提に臨んでいるのではなく、すべての人たちが解決、世界に向けて水俣病の教訓を発信することは、一致していると思う。議論を繰り返しながら、本当の水俣病の解決をみんなで努力して欲しい。

環境省：我々としては、失敗も含めて発信し、それを踏まえた未然防止の対策が条約の中に盛り込まれることを願っており、そういった立場で条約交渉に臨んでいる。

熊本県：このような会を通じ、様々な御意見やお気持ちを伺い、熊本・水俣地域が少しでも幸せに近づくように、これからも共に頑張っていきたい。

水俣市：今日いただいた御意見をしっかりと受け止め、今後活かしていき、国や県にも意見を発しながら、お互いが本当に水俣に生まれて良かったといえるまちを作っていきたい。

(環境省より挨拶を行い閉会)

以上